

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整、確定申告まで大切に保管を～



国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

の手続きの際にご自身の国民年金保険料の額と合算して申告できます。(その際はご家族分の証明書も添付する必要があります)

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！

このため、国民年金保険料を平成25年1月1日から9月30日までに納付された方については「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金や遺族年金は課税されません)

課税対象者となる受給者の方(64歳以下の方は108万円、65歳以上の方は158万円以上)には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限までに日本年金機構へ必ず提出してください。この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決定されます。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がございますので、ご注意ください。

10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、納付された方の社会保険料控除の対象となりますので、年末調整や確定申告

また、ご家族の国民年金

保険料を納付された場合は、納付された方の社会保険料控除の対象となりますので、年末調整や確定申告

◆問い合わせ先

草津年金事務所 お客様相談室 ☎077-567-1311 控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117
住民課 保険年金担当 ☎6571

感雑向綿

日野町長 藤澤直広

商工会の役員研修で愛媛県松山市に行きました。台風26号の襲来で朝方まで役場で待機していたためバスの

出発に間に合わず、JRで追いかけてきました。台風の影響で列車のダイヤが乱れていましたが、JR松山駅に到着できました。松山市は人口50万人の四国一の都市。かつて蒲生氏郷の孫の蒲生忠知が松山藩20万石を治めた町です。蒲生家は治めた藩で「日野町」という地名をつけています。松阪市は中心部に現存、会津若松市はかつての「日野町」が現在「甲賀町」になっています。松山市ではどこに「日野町」があったのか知りたくて、観光案内所と駅前交番で尋ねましたがわかりませんでした。ぶらぶら歩くうちに県立図書館をみつけ入館。図書館司書に尋ねると、一生懸命コンピューターや地名辞典などで探していただきましたが、「日野町」はありませんね」と残念そうに「松山市町名の由来」という冊子を見せてくれました。その冊子をパ

ラバラめくると「水口町」という名前を見つけました。するとその説明書きに「日野商人が住んでいた町で初めは日野町と呼んでいたが・・・水口町に変えた」とありました。松山城の近くで今は「緑町」になっています。その場所に行くと日野町でもなじみのある「清水町」「鉄砲町」の地名がありました。とてもうれしくつて翌日商工会の皆さんを案内しました。

図書館は「民主主義の砦」とも言われます。国民が自分の力で「知る」「調べる」「学ぶ」ことができる大切な役割があるからです。国民が「知る」ことは大切です。ところが今、TPP交渉を巡って交渉内容は秘密とされ国民の間に不安と懸念が広がっています。また、政府は「秘密保護法」を作ろうとしています。何が秘密かもわからず「知る権利」や「取材の自由」が抑制されます。先の戦争は国民が正しい情報を知らされずに始まりました。戦前・戦中に逆戻りさせることなく自由で平和な社会をつくるために力を合わせましょう。